



別記第6号様式（規則第5条関係）

令和6年6月28日

豊浦町長 村井 洋一 様

豊浦町議会議員 渡辺 訓雄

政務活動費（議員）請求書

令和6年度政務活動費第 / 四半期の請求について、次のとおり請求します。

記

交付請求額 83, 160 円

内訳：弁護士 82, 500

振込手数料 660 円

別紙通り

別記第8号様式（規則第6条関係）

令和6年 6 月 28 日

豊浦町議会議長 根津 公男 様

豊浦町議会議員 渡辺 訓雄

政務活動費支出（議員）報告書

令和6年度政務活動費第 / 四半期の支出について、次のとおり報告します。

記

1 支出

（単位：円）

科 目	支 出 額	備 考
調査研究費	83, 160 円	弁護士へ検証費
研 修 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 費		
合 計	83, 160 円	

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

4/10

令和6年4月5日

御 請 求 書

豊浦町議会議員 渡辺訓雄 様

〒063-0005

札幌市西区山の手5条1丁目1番24号

弁護士法人シンシア 大沼邦匡法律事務所

弁護士 大 沼 邦 匡

TEL : 011-615-1255 FAX : 011-615-1277

登録番号 :

金 55,000 円也 (税込)

下記のとおりご請求申し上げます。

摘要	税率	金額(税抜)
監査委員における監査請求却下が違法性を有するか否かに対する調査検討費用	10%	25,000 円
代表監査委員における監査請求却下の違法性認識と対応についての答弁書に対する調査検討費用	10%	25,000 円
小計		50,000 円
消費税		5,000 円
源泉所得税		
立替金(実費)		円
合計		55,000 円

税率区分	消費税	金額(税抜)
10%対象	5,000 円	50,000 円

上記金額を令和6年4月12日までに以下の銀行口座にお振込みください。

なお、振込手数料は貴殿にてご負担願います。

振込先銀行 :
口座番号 :
フリガナ :
口座名義 :

備考

備考

(参考様式第1号)

領収書等貼
付用紙番号
No.

領収書等貼付用紙

(領収書等は重ならないように貼付すること。)

1	調査研究費
2	研修費
3	会議費
4	資料作成費
5	資料購入費
6	事務費



(按分の有・**無**)

1. 按分しない

この領収書の金額	1枚	55,385円
----------	----	---------

2. 按分した

この領収書だけ按分した	この領収書の金額		按分率	円
		円		
添付した領収書の合計額 を按分した	領収書枚数	枚	按分率	円
	領収書金額合計	円		

※ 按分した金額に小数点以下があれば切り捨てする。

(参考様式第5号)

令和 6 年 6 月 28 日
報告者 渡辺訓雄

調査研究及び研修報告書

日 程 R 6 年 3 月 5 日 (火) ~ 4 月 3 日 (水)
参加者
視察 (調査) 先
会 場
目 的 代表監査委員における却下の対応と答弁書の調査検討
対応者 大沼弁護士

1. 視察 (調査) や研修等の要旨
 - 監査請求却下の違法有るか否について
 - 代表監査委員の却下答弁書内容について

2. 視察 (調査) や研修等の内容
「怠る事実」に係る請求について法律上期間制限はないと明示している。

3. 視察 (調査) や研修等の考察・成果等
本件で問題となっている「怠る事実」について期間制限があるとの認識は明らかに判断が間違っています。(法律上) 監査委員の任務怠慢であるとして損害賠償請求も考えています。近々に住民訴訟中の判決も明らかになるので共に次に向け認識を把握したい。

17

令和6年6月28日

御 請 求 書

豊浦町議会議員 渡辺訓雄 様

〒063-0005

札幌市西区山の手5条1丁目1番24号

弁護士法人シンシア 大沼邦匡法律事務所

弁護士 大 沼 邦 匡

TEL : 011-615-1255 FAX : 011-615-1277

登録番号 :

金 27,500 円也 (税込)

下記のとおりご請求申し上げます。

摘要		税率	金額(税抜)
積立金の状況についての答弁書に対する調査検討費用・懲罰委員メンバーの見直しについての答弁書に対する調査検討費用・人事評価の実態についての答弁書に対する調査検討費用・バイオガスプラント一時休止等の現状についての答弁書に対する調査検討費用		10%	25,000 円
		小計	25,000 円
		消費税	2,500 円
		源泉所得税	
		立替金(実費)	円
		合計	27,500 円

税率区分	消費税	金額(税抜)
10%対象	2,500 円	25,000 円

上記金額を令和6年7月12日までに以下の銀行口座にお振込みください。

なお、振込手数料は貴殿にてご負担願います。

振込先銀行 :
口座番号 :
フリガナ :
口座名義 :

備考

(参考様式第1号)

領収書等貼
付用紙番号
No.

領収書等貼付用紙

(領収書等は重ならないように貼付すること。)

1	調査研究費
2	研修費
3	会議費
4	資料作成費
5	資料購入費
6	事務費



(按分の 有 ・ **無**)

1. 按分しない

この領収書の金額	1 枚	27,775 円
----------	-----	----------

2. 按分した

この領収書だけ按分した	この領収書の金額		按分率 %	円
		円		
添付した領収書の合計額 を按分した	領収書枚数	枚	按分率 %	円
	領収書金額合計	円		

※ 按分した金額に小数点以下があれば切り捨てる。

(参考様式第5号)

令和 6 年 6 月 28 日
報告者 渡辺訓雄

調査研究及び研修報告書

日 程 R 6 年 5 月 20 日 (月) ~ 6 月 10 日 (月)
参加者
視察 (調査) 先
会 場
目 的 6月議会質問に対する答弁書内容等の検証
対応者 大沼弁護士

1. 視察 (調査) や研修等の要旨

- 懲罰委員のメンバーの見直しは？
- 人事評価の実態は？

2. 視察 (調査) や研修等の内容

・ 懲戒処分は「平等取り扱いの原則 (地方公務員法第13条) が妥当である。過去の処分事例と均等が図られていない。令和4年10月24日付けで (事務長) 戒告処分を受けている。そうすると、過去3年以内に懲戒処分等を受けているので、その処分は加重されなければならない (規定第6条第8頁第1号) 加重されて減給処分であれば、元の懲戒処分は戒告となり加重されない事務次長が減給処分であるのは不平等であるのでは？

3. 視察 (調査) や研修等の考察・成果等

・ 事務次長の減給処分との均等を図るため、事務長 (当時不法投棄) は加重され、停職処分とならなければならない (町民の声もある) また過去に、フィッシュアリーナの件では免職となり、今回の処分は均等が取られていない。不均等な処分となっているのでは、懲罰委員会のメンバーが町職員で有ることに起因しているので、人事評価も含め規定を見直し、外部の第三者委員を加えるべきである。新たな機会に向け再度取り組みたい。